

鳥取県選挙管理委員会告示第13号

鳥取市選挙管理委員会から公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号の規定による個人演説会等を開催することができる施設の指定を解除した旨の報告があったので、次のとおり告示する。

平成21年4月17日

鳥取県選挙管理委員会委員長 古 賀 裕 子

指定を解除した施設の名称	所在地
鳥取市用瀬町用瀬4区集会所	鳥取市用瀬町用瀬859-3
鳥取市用瀬町上土居集会所	鳥取市用瀬町赤波632